

## 方觀承撰『燕香二集』上について（上）

黨 武 彦

### A Study on Fang Guancheng's *Yan Xiang Er Ji* (part 1) (1)

Takehiko To

(Received September 30, 2016)

#### はじめに

本稿はこれまでの五編の論考<sup>\*1</sup>に續き、清朝乾隆期の漢人知識人官僚である方觀承の詩集を分析することによって、乾隆期（1736-1795）の政治史を再構成しようとするものである。

これまででも上記一連の研究の位置づけについては様々な形で述べてきたが、本稿では、より長期的な位置づけを試みてみたい。そのキーワードが、「清朝政治の長い18世紀」である。具體的には、康熙帝による奏摺政治の採用（およそ1680年前後）から、中國が19世紀の世界におけるグローバル化の波に巻き込まれる道光帝治世期までの時期（およそ1850年前後）を示す。この18世紀をまたいだ約170年間は清朝の皇帝獨裁システムが非常に効果的に機能した時期であり、その連続性に着目しようとするものである。この觀點は従来の研究をふまえたもので、何ら獨想的なものではないが、長期的な視野で政治史的考察を進めて行くうえで重要なものであると考える。一方で清代の皇帝獨裁システムには皇帝個人の人格的な要素が強く作用する面があるため、やはり斷代的な分析も同時に必要である。乾隆帝期のような長期にわたる治世についてはさらにそれを區分する必要もある。長期的・短期的な視点を複合することにより、より構造的な政治史像を浮かび上がらせることを可能にする。

さて、歴史学は個別の事例を明らかにすることに主眼が置かれるため、政治史的解釋や評價に客觀性の欠如がまま見られる。そこで政治學の理論を用い、解釋のモデル化を試みる必要がある。例えば、「清朝の經濟政策は逆に、流動化の趨勢に對應した效率的な經濟制度を構築するところにその主眼があった」<sup>\*2</sup>という表現は、歴史學の評價記述において一般的なものであるが、政治學の理論から言えば、「合理的行爲者モデル」の典型であり、「清朝」を単一の合理的な行爲體とみて、その意志決定を説明しようとするものである。し

かし現實の政治は、官庁の利害、皇帝個人や官僚個人の利害、また人間關係によって左右され、規定されることが多い。これは組織過程モデル、官僚政治モデルによって解釋しうる。本稿までの一連の詩集分析では主としてこの二つのモデルを解釋に適用してきた。政治學の理論によって歴史解釋の恣意性を抑制することにより、清代政治史の實相を従来よりも的確にとらえることができると考える。

本稿までの一連の研究で分析の對象としてきたのは乾隆期という「清朝政治の長い18世紀」の中核である時期ではあるが、従來政治史的研究が乏しかった部分でもある。乾隆期の政治過程の全體像を明確化し、さらにそれに續く嘉慶期まで射程に入れていくことにより、清代史のより多面的な歴史解釋が可能になるであろう。

さらに、ヨコの視點をもって同時代の日本、イスラーム圏、ヨーロッパなどの政治史を参照し比較研究をおこなうことも必要であるし、タテの視點をもって中國史全體において、秦漢帝國以來の帝政という政體の完成體の様相を體系的に描き、世界史における帝政史全體の中に位置づける作業も必要である。實は帝政は歴史の役割を終えたものではない。「國民國家」が決して歴史の到達點ではなかったことは、21世紀に入った現在の世界の混沌とした狀況から見ても明らかであるし、「帝國」が再び歴史の舞臺に登場しようとするなかで、あらためて注目すべき事柄であろう。

なお、以下<薇>は『燕香集』、<燕上>は『燕香集上』、<燕下>は『燕香集下』、<燕二上>は『燕香二集上』を指し、アラビア數字はそれぞれの詩集における詩の通し番號である。

#### 1. 乾隆二十三（1758）年（直隸總督）春～夏

1 「戊寅元旦乘暖至蓮花池小歩」五言律詩。最終句の割註に「謂蓮池書院諸生」とあり、蓮花池が保定の蓮池書院のことであることがわかる。<薇 72>（乾隆

十一年) <燕上 18> (乾隆十五年) に既出であるが、蓮池書院は雍正十一年に創建された清苑縣にある書院で、直隸省の文化の中心として位置づけられる存在である。方觀承は乾隆十四年の直隸總督赴任當初より蓮池書院の充實に盡力をしている。詳細は次稿で <燕二上 29> を分析する際に述べることとする。<sup>\*3</sup>

2 「燈夕津門行館盆植牡丹白桃花盛開各系一首」五言律詩二首。燈夕は元夕に同じく、旧曆正月十五日。津門行館は、天津縣城の三岔河北岸にある直隸總督行署のことであろう。<sup>\*4</sup>

3 「元夕方次靜海村同張少儀、王立亭、戴西軒、陳肇州分賦得圓字」七言律詩。王立亭は <燕上 51> <燕下 51> にも登場するが、詳細不明。戴西軒については既に <燕下 13> に登場するが、詳細不明。ただ、本稿 <燕二上 13> にて後述するように、滄州に居住していたことが推測される。陳肇州についても詳細は不明。ただ、張少儀『柏香書屋詩鈔』卷十五、己卯(乾隆二十四年)、に「己卯九日和陳肇州作」という七言律詩の詩題にその名が見える。張少儀と同様、方觀承の幕友の一人であることが推測できる。最終句の割註に「上年、聖駕南巡元夕扈從至任邱」とあるのは、乾隆帝の第二回目の南巡の際、任邱縣の趙北口にて扈從に當ったことを想起したもの。趙北口は任邱縣北部の郷鎮で行宮がある。 <薇 77>、 <燕上 15> 等を参照。

4 「津門燈夕賓僚吟詠競爽因憶三年所歷又成四韻」七言律詩。初句「種瓜城畔酒爲泉」の割註に「丙子假節陝甘駐肅州」とあるのは、二年前の丙子(乾隆二十一年)の正月十五日に、署理陝甘總督として肅州に駐在していたこと、第二句「青淀橋南月似烟」の割註に「丁丑扈侍趙北口」とあるのは、一年前の丁丑(乾隆二十二年)の正月十五日に、乾隆帝の第二回目の南巡の際、趙北口にて扈從に當っていたことを想起したもの。この後の二月初めの「賓僚」の一人である張少儀の詩に、「二月八日從制府視河途次喜雪」<sup>\*5</sup> と題するものがあり、これら <燕二上 2~4> の一連の天津での詩作は、恐らく春汛の増水がある時期の海河水系の河川監視に赴いていた時のものであろう。

5 「西疇寫小照詩帙後索題句」五言詩。西疇は方士憲。揚州の鹽商。厳密な姻戚關係は不明だが、 <燕上 13> <燕下 8> <燕下 52> に「二兄」としてあらわれるので、方觀承とは同排行で年長であることがわかる。<sup>\*6</sup> 詩題の割註に「詩爲伯父息翁先生評點、余與論詩短札竝載」とあるが、伯父息翁先生はすでに <燕下 8> に登場した方世舉のこと。<sup>\*7</sup> 方觀承の祖父・父と同じく『南山集』の獄によって流罪となった。雍正元年に赦免された後は揚州に居住して著述に従事した。<sup>\*8</sup> 二十句目の割註に「漁洋詩集有戴笠小像」とあるが、『漁洋詩集』は王士禛(1634~1711)の詩集。王の名

は既に <燕下 93> に見える。二十八句目の割註に「息翁伯赴廣陵舊遊之招飲酒高會、一時名流爭以詩文相質」とあるが、廣陵は揚州のこと。「余己巳北上泊京口西疇來舟中談詩竟日」とあり、己巳は乾隆十四年、京口は鎮江。浙江巡撫から直隸總督に轉任になる際のことか。

6 「題蘭陵呂宜人所畫姑母高太孺人詩意圖寄又華賡于昆季」七言絕句。蘭陵は山東省の沂州府の蘭山縣にある。又華賡・于昆季については詳細不明。詩序に、「姑母高太孺人、雍正乙巳(雍正三年)作五日詩。觀承尋自歸京師、和詩有云『也將白水蘸菖蒲、作客年年並此無』」<sup>\*9</sup> 況味可想。五日詩徧傳江南北、同里吳恭人和詩、載雙清閣集中、江都許宜人淥淨軒<sup>\*10</sup> 有詩紀其事。今蘭陵呂宜人爲寫詩意成圖、竝題元詠於幀首信可傳矣。憶童時見姑母畫梅幅寄揚州某閨秀題句云、『一枝寄與揚州閣』、是我江南對雪時先君子亟賞之、自今思之忽忽五十年矣。能無泫然姑母淑德芳徽、爲兩姓女宗、非僅以文筆見稱門庭、以內至性過人、爲觀承幼所稔悉、因舉似古淑媛題詩誌之、歸又華賡・于昆季藏之。俾後之人知太孺人之篤于天、親所遭又如此也」とある。女性の姻戚關係については他に纏まった記述も少ないので貴重な叙述である。彼女等が繪畫や詩作などの文化的活動も盛んに行っており、またそれが方觀承のような士人に對して、幼少時代から大きな影響を與えていたことを見て取ることができる。

7 「蘭陵惲哲長爲繪百花屏幃題四韻見意」七言律詩。蘭陵は先出。惲哲長は惲源濬のこと。哲長は字。惲の一族はが畫家として著名な者が多く、源濬もその一人。「能傳徐熙法、筆有生氣」<sup>\*11</sup> とされる。官は天津縣丞に任じている。<sup>\*12</sup> 屏幃は屏風に畫かれた繪。なお、惲源濬の名は乾隆初期天津において詩會を主宰した長蘆鹽商である查爲禮(查學禮)が編じた『沽上題襟集』卷二にも見える。<sup>\*13</sup>

8 「野花作瓶供」五言律詩。特に政治性・社會性の明示はなく、春の野花の情形を詠んだもの。

9 「熱河道中」七言絕句二首。一首目の初句「榆錢柳絮各隨風」の榆錢はシベリアニレ。柳絮は詩語としては清明節の代表的な風物として理解されていた。<sup>\*14</sup> この年七月の乾隆帝の木蘭秋獮まではまだ間があるので、直隸總督の職務における定期的な邊屯業務の一環としての熱河道中であらう。

10 「五月三日喜雨王蕤薌太史作詩見貽依韻和答」五言律詩。韻字は上平一東。詩題の割註に「太史爲相國文恭公曾孫」とあるが、王姓で文恭を諡されたのは王頊齡(1642~1725)で、康熙五十七年から雍正三年まで武英殿大學士。王蕤薌はその曾孫である王紹曾、蕤薌は號。字は衣聞。江南金山の人。乾隆二十二年丁丑科の進士(二甲九名)。散館(乾隆二十五年<sup>\*15</sup>)のの

ち編修となり、寧波知府まで至る<sup>\*16</sup>。この詩が詠まれた乾隆二十三年時点では散館以前であるので、庶吉士である。「見貽」は「見贈」に同じ。王紹曾から贈られた詩に韻を合わせたものである。初句「地脉疏濬壤」の割註に「時方徧濬河渠」とあるのは、方觀承が河務に従事していることを示す。この時期は例年降雨を要因とする増水がある夏汛期である。五句目の「籥動恩先渥」（恩は擡頭）の割註に「奉詔清刑」とあり、六句目の「皇虔感易通」（皇は擡頭）の割註に、「聖駕親行祈禱」とあるのは、五月二十七日の起居注に、「諭京師三月以前。連得雨澤。麥秋可望豐稔。入夏以來。雖得有微雨。未能霑透。現據方觀承奏。直屬亦有未得透雨之處。麥收分數頗減。而大田此時。業已播種。待澤方殷。朕心深切軫念。已降旨令該部虔申祈禱。因思清理刑獄。亦祈求雨澤之一端。著刑部堂官。照乾隆十年。十五年之例。將杖徒以下等罪。查明情節。或應釋放。或應減等者。即行具奏發落。其尋常案件。亦著速爲完結。毋得稽延致累。并行令直隸總督。一體辦理」<sup>\*17</sup>とあるように、この年、夏期に入ってから降水量の不足により麥の収穫に懸念があることから、祈禱を行うことが關係機關（禮部等）、「清刑」（清理刑獄）、ここでは杖刑・徒刑以下の罪人について、情節を勘案しての刑の輕減措置、および審理の迅速化を行うことが刑部に命じられている。直隸總督にも直隸地方で同様の措置をとることが命じられており、詩の割註はこれらのことを指している。一種、仁政により天の意を得ようという行動であろうと思われる。また、最終句「田燭海雲東」の割註に「雨中條奏已漏下三鼓」とあり、方觀承が眞夜中まで降雨を報告する上奏文を作成していたことをいう。<sup>\*18</sup>

## 2. 乾隆二十三（1758）年（直隸總督）秋～冬

11「即景次韻將以來日按部邊屯」五言律詩。韻字は上平一東。ここでの「即景」は眼前の景物を題材に作詩すること。前年（乾隆二十二年）に張鳳孫によって詠まれた、「赫山行館次韻」<sup>\*19</sup>、さらに前々年（乾隆二十一年）に方觀承により詠まれた<燕下 49>に次韻して作成されている。

12「上都河道中」七言絶句。元の上都は、當時の多倫諾爾廳の開平城。直隸省隸下の口北三廳へのまさに總督の職務である「按部邊屯」（前詩による）である。

13「載清堂前疊石爲小山集飲其下取石有數卷山意足爲首句成四韻張少儀劉林一戴西軒王行上陳肇州沈石亭愷次桂州兩弟闡其句次亦各得一首」七言詩。載清堂については不明であるが、最終句割註に「古蓮華池近在署前」とあり、保定の直隸總督署内ないしは附近の堂であることが推察される。張少儀のこの年の詩にも「載

清堂賞牡丹」<sup>\*20</sup>と題する詩がある。劉林一については、<燕下 107>にも登場したが、未だに不明。戴西軒については張少儀の乾隆二十二年の詩に「中秋下澣過西軒滄洲寓廬畱飲竟醉次韻」<sup>\*21</sup>と題するものがあり、滄州に居住していることが推定される。王行上は不明。陳肇州は本稿<燕二上 3>にて既出。沈石亭は畫家と推定されるが不明<sup>\*22</sup>。愷次桂州兩弟も初出にして不明。「闡其句」は、詩句を何らかの形で遊戯的に用いるものであると思われるが詳細は不明。

14「偶拈秋聲四題效文衡山體」七言律詩四首。a「蟬聲」b「蟋蟀聲」c「絡緯聲」d「落葉聲」。文衡山は明代の文人で書家・畫家として著名な文徵明（1470-1559）。四首とも特に明示的な政治性を見出すことはできない。

15「赤城温泉」五言古詩。宣化府赤城縣にある温泉。最終句の割註に、「縣北有邱長春仙蹟」とあるが、邱長春は金末元初の道士邱處機のこと。なお、同治『赤城縣續志』卷之九、藝文志には、「遊赤温冷二泉」という題でこの詩を掲載する。<sup>\*23</sup>

16「宣化黃令可潤修城之役以除積沙爲功城西緣壕植柳層疊數萬株風枝所蔽沙不得入因立萬柳亭引柳川之水相澄映爲勝蹟余以戊寅初秋至宣化樹皆成陰臨觀可樂題十六韻以表斯亭」黃可潤は福建龍溪縣の人。己未（乾隆四年）の進士。宣化縣知縣に乾隆二十年より任。<sup>\*24</sup>「修城之役」については、乾隆十九年に方觀承がこの地の重要性に鑑み、城壁の修理を奏請し、裁可された後、知縣黃可潤がその役を監督し、乾隆二十二年の二月には竣工している。<sup>\*25</sup>「萬柳亭」については、地方志の記述に「萬柳亭 亦稱柳巷。在西門外，六月十八日有會遐邇咸集人，各據一柳憩飲其下，有無限愉快，爲口北最著稱之盛會，城以西地當朔漠，一望無際，每大風挾沙自西來墉輒爲沒有城恒與無城等。乾隆時制軍桐城方公，閱邊至境患之既盡除去，其積沙復聚始植柳盈郊使縱橫成林，以障之。詳見張志，奇萬柳亭記，邊城十九以形勢名林泉之盛，多以缺如，爲憾惟宣城扼險擁固自古爲北邊雄鎮，而林之衆風景之佳更兼據而有之，故尤名焉。」<sup>\*26</sup>とあり、方觀承が主導したとの記述が見える。既に前稿の<燕下 79>で述べたことの繰り返しとなるが、堤防に柳を植えることが堤防の地盤を強固にする機能を期待するものであり、また、柳の植樹には、燃料としての利用やカゴの生産など、多くの有用性がある。

17「白蘑菇」七言律詩。學名 *Tricholoma mongolicum* Imai, 中文名「蒙古口蘑」というキノコであろう。詩題の割註に「元柳貫灤水秋風詞，『沙頭蘑菇一寸厚』，袁桷詩『蘑菇綴玉釘』今產多倫諾爾爲珍味」とあり、元の柳貫の「後灤水秋風詞三首」（七言絶句）の三首目の三句目、同じく元の袁桷の「上京雜詠十首其五」（五

言律詩)の六句目を引用している。五句目割註に「價視常蘑增數倍」とあることから、非常に高價であること、六句目割註に「南中用以發痘疹有奇效」とあることから、南方では薬効が期待されていることを窺うことができる。最終句の割註に「黃菇金陵所貴」とあり、南京では「黃菇」が貴とされるとするが、これが現代中文名の「黃菇」(學名 *Russula lutea* (Huds.) Fr.) なのか「黃蘑」(學名 *Pleurotus citrinipileatus* Sing.) なのか不明である。なお、張少儀にも次韻している同題の詩がある。<sup>\*27</sup>

18「赫山行館和少儀司馬用丙子年元韻」七言律詩。赫山は、順徳府の沙河縣城の西 84km にあり、交通路として山西省に繋がる重要な位置にある。<sup>\*28</sup> 丙子すなわち乾隆二十一年の<燕下 51>に韻を合わせて詠まれたものである。

19「貫衆苗」七言律詩。詩序に「産古北口外。水木陰翳中近根處。與菘無異。而兩稜細葉如毛。不啻莖生別有異長纖如鞭。而鉤其末老則舒爲大葉。邊人呼爲野雞膀。以其形似也。而究亦不似考之實貫衆藥苗。生嚼無菜味。淪食甘滑益人」とあり、初句の割註に「俄羅斯菘長四五尺老葉肅退莖末層層苞裏。大如雞卵。名曰菘毬。冬月東三省函紙充貢」とある。また、張鳳孫にも「貫衆苗次宮保韻」という方觀承の詩に次韻した詩があり、そこでも詩題の割註に「塞外人呼野雞膀」と述べる。断定はできないが総合すると學名 *Dryopteris crassirhizoma* Nakai のオシダでなはないかと思われるが詳細は不明。

20「古北口道中」七言絶句。熱河の避暑山莊の乾隆帝と合流するための道中である。乾隆帝は七月十六日に皇太后を奉じて、秋彌のため木蘭へ向かい行幸を開始している。<sup>\*29</sup>

21「廣仁嶺」七言絶句。詩題の割註に「過嶺十一里至熱河行宮」とあるように熱河行宮の西方 5~6km にある。「熱河に至る輦路經行の處」<sup>\*30</sup> であり、乾隆十九年十一月十二日にホイト部長アムルサナが屬民を率いて投降する際、乾隆帝を迎接した場所でもある。<sup>\*31</sup> 乾隆帝が足かけ五年、四次にわたるジュンガル遠征を開始する契機の一つであった。

22「中關道中」七言絶句。熱河廳(乾隆四十三年以降は承德府)には道光年間において、避暑山莊以外に十三箇所の行宮があり、中關はそのうちの一つである。避暑山莊より約一百里東北に在り、康熙五十一年に建設されている。<sup>\*32</sup>

23「戊寅中秋節署舉子信至時方侍讌熱河行在欣感成詩」五言律詩四首。詩題の割註「兒生於八月十二日」とあるように、方觀承は六十歳にして初めて男子を得る。側室呉氏より生まれた方維甸(1758~1815)である。のちに乾隆帝の恩遇を受け、方觀承と同様に科

舉を経ずして内閣中書から起家し、閩浙總督・署直隸總督・軍機大臣(未任)にまで至る。三首目の詩後の割註に「是日宮保吳宣菴提閩八十壽。上親書『節鎮耆英』四字。賜之。因錫小字曰耆英。公六十一歳舉二子。今爲別駕矣」とあるが、吳宣菴提閩は吳進義(1679~1762)のこと。陝西寧朔人で、字は子恆。軍人の家系で、恐らくは康熙三十五年の振武將軍孫思克のジュンガル遠征に従軍したのを皮切りに、武職を歴任し、乾隆二十三年當時の官職は直隸古北口提督。提閩はそのことを指す。宣菴は號であろうが、他書には見えない。割註に「宮保」とあるが、前月七月二十四日に太子少保を加えられたばかりであった。<sup>\*33</sup> 四首目の詩後の割註に、「用杜詩『健如黃犢走復來』之意」とあるが、これは杜甫の七言古詩「百憂集行」の第二句、「頑丈さは小牛のよう、走って行ったり来たりしたことを(思い出す)」<sup>\*34</sup>の意。

24「河西營」五言律詩。詩題の割註に「地距木蘭圍場十餘里」とあるが、現在に残る河西の地名(承德市圍場滿族蒙古族自治縣河西)も確かに圍場の北約 5km のところにある。

25「入門」五言律詩。首聯と頷聯「喜氣滋啼聲。新看繡襖迎。入門皆笑口。窺戸已呼名」から、子の誕生を喜ぶものであることがわかる。六句目「箋詩和屢成」の割註に「謂親友所貽」とあるのは、誕生を祝う詩が續々と寄せられていることをいうのであろう。

26「詠二番桂張少儀韻」七言律詩。張鳳孫が前年に詠んだ「詠二番桂」<sup>\*35</sup>に次韻したもの。漢詩の詩語にいう「桂」は學名 *Osmanthus fragrans* のギンモクセイである。<sup>\*36</sup> 五句目の割註に「南中採早桂製成香佩」とあるが、南方で製造されるという「香佩」は身につける香袋などのようなものであろう。

### 3. 乾隆二十四(1759)年(直隸總督)

27「表弟高又華來署度歲」七言律詩。本稿<燕二上 6>に見える「姑母高太孺人」の関係者であると推定される高又華は、二句目の割註に「又華選授廣宗令以余屬縣赴山西待缺」とあるように、順徳府廣宗縣の知縣に選授されたが、直隸總督の管轄下であったために回避となり、山西省の空きポストの待機となった。五句目の割註に、「十七年前榻。余清河道署署隣節院」とあるが、方觀承が始めての地方官である清河道に任じていたのは乾隆七年から八年までである。現存の清河道署は、道光年間に移建されたもので<sup>\*37</sup>、それ以前は府署の東(蓮地書院附近)にあり、康熙四十一年に建設された。<sup>\*38</sup>

28「野人獻碾轉成八韻」五言詩。「野人」は農夫の意。<sup>\*39</sup> 詩序に「北方碾新麥。爲條食之。謂之碾轉。

轉讀去聲，陸放翁詩，拭盤堆連展，卽此連讀如碾，江南呼爲麥蠶，以其在蠶時也。越諺，櫻桃嘗九熟，小滿動三車，麥乃九熟之一」とある「拭盤堆連展」（盤を拭くふいて連展を堆くうずたかくし）<sup>\*40</sup>は陸放翁すなわち陸游の「鄰曲」という五言律詩の三句目である。越諺にいう「櫻桃嘗九熟」<sup>\*41</sup>は、櫻桃が豊作を占うの意か。同じく越諺の「小滿動三車」の小滿は二十四節氣の第八節。旧曆の四月，太陽曆の五月二十一日前後。三車は紡車，水車，油車を指す。

29「雨後赴河間遇興村有作」五言律詩。詩題の割註に「時久旱，於六月得雨，因連閏夏尚冀有秋」とあるが，この年は六月が閏月であった。最終句の割註に「興村小亭，鐫丙子二月河間喜雨詩」とあるが，これは河間知縣吳山鳳が乾隆二十一年の夏に獲鹿知縣から河間縣に赴任した翌乾隆二十二年に乾隆帝の南巡の河間縣通過に関する業務（掃除役）を遂行していた時に方觀承が河間に至り，その時に降雨を喜ぶく燕下 62> を詠んだ。吳山鳳は彼が獲鹿知縣の時に甘肅軍務から歸任中の方觀承がやはり降雨を喜び詠んだく燕下 45> の詩を合わせて，郊外二十里にある興村においてこれら二詩を石に勒して三楹からなる亭（適合亭）を建設した。別に草亭を建てて花木を藝し，更に二房屋を建て，開閉をつかさどる者を居住させ，行旅に茶も提供したようである。工期は三ヶ月を閲した。<sup>\*42</sup>方觀承は割註において丙子二月の詩とするが，戊寅二月の誤りである。

30「河間行館桂」七言絶句二首。第二首初句割註の「丁丑之秋督漕津門舟次」とあるが，く燕下 100> 乾隆二十二年は南運河水の増水のため，漕運船の運行に困難を來している状況があった。そのため乾隆帝は七月二十七日に「方觀承不必前來熱河行在」<sup>\*43</sup>として避暑山莊には來る必要はなく，天津に親しく赴き民船を雇用して漕運業務の円滑化を圖るように命じている。第二首第二句の割註に「戊寅八月，侍恭和御製桂花詩有云『分明香在諸天上，掩冉枝攀萬樹中』爲諸公所賞」とあるのは，戊寅の前年丁丑に乾隆帝に詠まれた「桂」のことであろうか。<sup>\*44</sup>

31「北倉行館中秋次戴西軒元韻」七言律詩。北倉は天津にある。清朝において首都がおかれたゆえに「畿輔」とされた直隸省には，雍正期から乾隆期にかけて，社會の安定と豊かな財政状況のなかで清朝の餘力が十分に投下され，社會資本の整備が急速に進んだ。江南から京師に運送されてくる漕運米が天津北倉という直隸省交通の結節點に備蓄され，直隸省社會の安定に寄與した。<sup>\*45</sup>二句目の割註「頻年是夕扈從行在」前年の中秋には熱河において扈從していた。最終句割註「己巳中秋同大兄三弟艤舟北固山下」の己巳は乾隆十四年。方觀承が直隸總督に任命された際，く燕上 13> にある

が如く，鎮江にて兄弟三人が面會をしていた。北固山は鎮江にある山。

この中秋ののち乾隆二十四年十月二十三日，富徳がジュンガール遠征の勝利を上奏し<sup>\*46</sup>，ここに足かけ五年をかけて行われた乾隆帝の四次にわたるジュンガール遠征に一つの區切りがつけられる。翌年冒頭の方觀承の詩には，そのことを宣揚する長文の序（454字）があり，詩自體も952字におよぶものである。内容は次稿にてみていくが，方觀承はどのような感慨を有しつつ詠んだのであろうか。

#### おわりに

冒頭で述べた「清朝政治の長い18世紀」において，本稿で分析した時期はほぼその中間に当たる。清朝長年の懸案であったジュンガール遠征が一つの大きな區切りを迎え，まさに現代中國につながる最大版圖を實現した時期であった。

一方，本稿く燕下 23> に登場した吳進義は，浙江提督在任中，乾隆十六年に起こった孫嘉淦偽稿事件に巻きこまれる（関係者として弾劾されるが，後に冤罪とされる。真相は不明）。つまり政治の場面においては，神經質的に大量に起こされたものであったが，結果的に知識人統制に絶大な成果をもたらしたといえる文字の獄が開始され，士人にとっての盛世に暗い影が落ち始める時期でもある。空前の武功と，中國本部の漢人支配の強化は表裏一體となって，東アジア世界の支配の「安定と平和」をもたらした。さらにそれを支えていたのは，中國本土の經濟活動の活發化による社會<sup>\*47</sup>の安定を「支持」する大多數の漢人の庶の存在であった。（彼ら庶人は，はたして乾隆帝のジュンガール遠征の成果をどの程度認知していたのであろうか）。この動的な均衡は，まず經濟サイクルの低下による社會の不安定化から崩れていくのであるが，一度形成された獨裁政治のシステムは，「清朝政治の長い18世紀」の後においても，制度的惰性體となって，19世紀なかば，あるいは王朝の滅亡までまで生き延びることとなる。いや，そのあまりの効果ゆえ，中華民國にも受け継がれ，二十一世紀の現代中國にまで繼續していると評してもよいのかもしれない。

史料上の課題としては，本稿で扱った乾隆二十三年から二十四年は，『宮中檔乾隆朝奏摺』や『方恪敏公奏議』や『述本堂奏議』などで方觀承の奏摺が空白の時期<sup>\*48</sup>であるため，その足取りが追いかかったが，それを補う爲に使用した幕友張鳳孫の『柏香書屋詩鈔』が思いのほか，分析の補完に有用であった。舊稿にも適用すべきものである。

最後にさらに附言するならば，本稿でもやはり状況

を追うことに汲汲として、詩語に託された心境を読み取るレベルには未だ至っていない。「政治性が無い」と評した詩においても、實は何かの意圖が隠されているのかもしれない。そのことも含め、亦たすべて今後の課題とするしかない。

(附記)本論は平成28年～31年度科学研究費補助研究、基盤研究(C)「清代乾隆時代史の再構成—「清朝政治の長い18世紀」構想を射程として—」の研究成果の一部である。

## 註

- \*1 拙稿「方觀承撰『薇香集』について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成—」『熊本大學教育學部紀要』第57號, 2008. 拙稿「方觀承撰『燕香集』上について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成(その2)—」『熊本大學教育學部紀要』第58號, 2009. 拙稿「方觀承撰『燕香集』下について(上)」『熊本大學教育學部紀要』第60號, 2011. 拙稿「方觀承撰『燕香集』下について(中)」『熊本大學教育學部紀要』第63號, 2014. 拙稿「方觀承撰『燕香集』下について(下)」『熊本大學教育學部紀要』第64號, 2015.
- \*2 岸本美緒『清代中國の物價と經濟變動』研文出版, 1997, 序章.
- \*3 近年の関連書籍として, 柴汝新主編『蓮地書院研究』河北大學出版社, 2012, がある.
- \*4 民國『天津縣新志』卷一, 署廡, に「直隸總督行署, 在縣城之三岔河北岸. 其初爲長蘆鹽課察院衙署. 康熙元年就餉道衙門改之」とある.
- \*5 『柏香書屋詩鈔』卷十四, 戊寅.
- \*6 『揚州畫訪錄』卷四, に「方士堯. 字右將, 士庶同母弟. 業鹽淮南. 居揚州. 于北郊壽安寺西築西疇別業, 因號蜀泉, 又號西疇. 士庶爲繪西疇蓮塘圖」とある. 『新安竹枝詞』の撰者として知られている. なお, 同じく『揚州畫訪錄』卷四によれば同母兄の方士庶の叔が, 方息翁すなわち方世舉であると記されている.
- \*7 同卷四, に「方世舉. 字扶南. 號息翁. 桐城人. 性簡易. 語默動靜皆合于法. 人呼爲揭諦神. 時揚州方氏最盛. 士庶, 士堯稱歛縣方. 世舉・貞觀稱桐城方」とある.
- \*8 方世舉『蘭叢詩話』には, 「宜田侄」として方觀承が登場し, とともに詩を論じている. 詩論の分析は難解であるため, 今後の課題としたい.
- \*9 方觀承撰『宜田彙稿』に「姑母潤濱閣作五日詩用前人也將白水蘼蒲蒲句命同賦姑母成五首其一聯云友遺角黍如困分自寫賤詩可當符爲之閣筆」という詩を載せる. 雍正四年作.
- \*10 雙清閣は張鵬翀か. 江都許宜人淥淨軒は女性詩人徐德音. 江都の許迎年の妻. 南京にて袁枚の弟子になったこともある.
- \*11 『清史稿』卷五百四, 列傳二百九十一, 藝術三.
- \*12 光緒『天津府志』卷十四, 職官, 管河縣丞, に「江南陽湖人. (雍正)十年以州同任」とある.
- \*13 市瀬信子「『沽上題襟集』について」『福山平成大學經營學部紀要』第9號, 2013. なお, 『沽上題襟集』卷八には, 方觀承の幕友であり, 拙稿でしばしば登場する張少儀の名も見える.
- \*14 松原朗『漢詩の流儀—その眞髓を味わう』大修館書店, 2014, 146頁.
- \*15 『高宗實錄』卷六百十三, 乾隆二十五年五月乙丑, 內閣・翰林院帶領丁丑科散館修撰・編修・庶吉士引見.
- \*16 『詞林輯略』卷四, 乾隆二十二年丁丑科.
- \*17 『乾隆帝起居注』一七冊, 188頁, (乾隆二十三年五月)二十七日壬午, 大學士傅・史, 奉諭旨.
- \*18 『高宗實錄』卷五百六十一, 乾隆二十三年四月, 是月直隸總督方觀承奏. 方觀承が「直隸各屬被旱, 及稍有得雨情形」と上奏したのに対し, 乾隆帝は「覽奏俱悉. 京師亦覺望澤. 若旬日不雨. 則可惜今春天恩矣. 邇日雖雨而未霑足. 實切憂企. 一得甘霖. 卽速奏來」との硃批を残している.
- \*19 『柏香書屋詩鈔』卷十三, 丁丑.
- \*20 同, 卷十四, 戊寅.
- \*21 同, 卷十三, 丁丑.
- \*22 同, 卷十七, 辛巳壬午, に「題沈石亭椿萱圖二首」があり, 畫家であることが推定される. 『江蘇省通誌稿』人物志, 卷一〇四, 藝術五, 鎮江府の陳泳の項目にも畫家としてその名が見えるが同一人物かどうかは不詳.
- \*23 乾隆『赤城縣志』の知縣黃紹七の乾隆二十四年冬十月望日の序には, 「制軍方以温冷二泉之什竝垂永久」とあり, 方觀承のこの詩に言及する. また, 同, 卷八の後に附された, 續藝文には, 乾隆二十三年桂秋月(八月)に方觀承が撰した「直隸宣化府赤城縣改建學宮碑記」を掲載する.
- \*24 民國『宣化縣新志』卷十二, 職官志.
- \*25 同, 卷二, 建置志. 関連史料として『宮中檔乾隆朝奏摺』第十輯, 479頁, 乾隆二十年一月初九日, 直隸總督方觀承奏摺.
- \*26 同, 卷三, 古蹟志.
- \*27 『柏香書屋詩鈔』卷十四, 戊寅.
- \*28 民國『沙河縣志』卷一, 疆域志上, 山に「赫山去縣八十五里, 在縣口山西. 康熙縣志注前有龍王廟, 後有龍潭。」とある.
- \*29 『乾隆帝起居注』第一七冊, 336頁, 乾隆二十三年歲次戊寅七月十六日庚子, 上秋獮木蘭奉皇太后鑾輿, 自圓明園啓行. 二十二日には熱河行宮に到着している.
- \*30 道光『承德府志』卷十五, 山川. この經路は康熙五十七年に建設された.
- \*31 『高宗實錄』卷四百七十六, 乾隆十九年十一月丁亥, に「輝特台吉阿睦撒納・杜爾伯特台吉訥默庫等, 率衆於廣仁嶺, 恭迎聖駕」とある. 起居注にはこの記録はない.
- \*32 道光『承德府志』卷首二十五, 行宮圖.

- \*33 『乾隆帝起居注』第一七冊，343頁，乾隆二十三年七月二十四日戊申，大學士傳，協辦大學士尚書蔣奉諭旨に、「吳進義年屆八旬，歷任節鎮，宣力老成，著加恩賞給太子少保，以示優眷（上諭簿）」とあり，年齢が符合する。
- \*34 下定雅弘・松原朗編『杜甫全詩譯注』（二）（講談社，2016）〇四九四「百憂集行」（佐竹保子譯注）。
- \*35 『柏香書屋詩鈔』卷十三，丁丑。
- \*36 詩語としての桂の分析については，山之内正彦「桂：唐詩におけるその＜意味＞」『東京大學東洋文化研究所紀要』88，1982。
- \*37 光緒『保定府志』卷三十五，工政略，公署。
- \*38 同，卷四十二，古蹟錄，舊署舍。
- \*39 杜甫に「野人送朱櫻」（同上，〇五四九，西上勝譯注）という七言律詩があり，野人と櫻桃という詩句が見える。
- \*40 村上哲見『円熟詩人 陸游』（集英社，1983），161頁。連展は陸游の自注に「淮人以名麥餌」とし，麥製の食物。『池北偶談』文藝三に「今山東製新麥作條食之，謂之連展，連讀如輦」とある。
- \*41 「櫻桃九熟」は牙牌令というカード遊戯の一つの役形であるが，関連性は不明。
- \*42 乾隆『河間府志』卷二十，藝文下，適合亭記。適合亭の名は＜燕下 62＞の詩題による。なお，方觀承は＜燕下 45＞を詠んだ日を三月三日とするが，吳山鳳は三月二日としている。乾隆『河間縣志』卷六，詩文，にも＜燕下 62＞を採録するが，『燕香集』下で「在三月三日」のところが「在客歲三月二日」となっている。また，＜燕二上 30＞も採録し，詩題を「河間行館蘭桂各系一絶句」としている。
- \*43 『高宗實錄』卷五百四十三，乾隆二十二年七月戊午，諭軍機大臣等。
- \*44 『御製詩二集』卷七十四，古今體八十九首，丁丑九。
- \*45 拙著『清代經濟政策史の研究』（汲古書院，2011）第七章。
- \*46 『乾隆帝起居注』第一八冊，522頁，に「二十三日庚子，…以副將軍富德等奏報，拔達山汗素爾，坦沙獻，逆賊霍集，占首級全部納款臣捷音奏聞（内起居注）」とある。
- \*47 ここでいう社會は統治權力以外の「その他の社會集團」を指す。註 45 前掲拙著，序論。
- \*48 この時期の奏摺自體は，北京の中國第一歷史檔案館に所藏されている。しかし，既に主題別に分類されているので，官僚個人單位での史料収集は不可能ではないが非常に困難である。